

平成27年12月15日

平成27年第3回神奈川県議会定例会

行財政改革・地方分権特別委員会資料

総務局

目 次

ページ

行財政改革について

- 1 指定管理者制度の運用に関する指針の改正の考え方について…………… 1
- 2 新たな地方独立行政法人の設立に伴う地方独立行政法人評価委員会の
設置について…………… 4

県有施設の有効活用について

- 3 茅ヶ崎ゴルフ場の利活用について…………… 7

1 指定管理者制度の運用に関する指針の改正の考え方について

(1) 改正の趣旨

指定管理者制度を取り巻く環境の変化に対応するため、平成 27 年 1 月に策定した「指定管理者制度の運用に関する指針」（以下「指針」という。）を改正し、より適正な制度運用を図る。

(2) 環境の変化

ア 本年 4 月に施行された神奈川県手話言語条例において、手話の普及等を推進するための県の責務や県民、事業者の役割が規定された。これに伴い、公の施設を管理運営する指定管理者についても、同条例の規定に沿った対応が必要となっている。

イ 企業のコンプライアンスが問われる事案が全国的に発生しており、指定管理者制度の運用に際しても、労働環境の確保や障害者雇用促進への意識の向上など、企業倫理、法令遵守、社会貢献を重視した取組が必要となっている。

ウ 指定管理者制度の導入後 10 年が経過し、この間、効率的な管理運営を促進してきた結果、指定管理施設における管理経費は相当程度節減され、指定管理者候補を選定する際の「Ⅱ管理経費の節減等」の評価点が従来よりも低くなっている。

また、公募施設における応募者数が減少し、事業者間の競争性も低下していることから、良質なサービスを今後も継続的に提供していくため、評価項目の配点を含め選定評価の方法を見直す必要がある。

(3) 対応（案）

ア 神奈川県手話言語条例への対応

神奈川県手話言語条例第 7 条では、事業者の役割として、ろう者に対しサービスを提供するときは、手話の使用に関して配慮するよう努めることと規定されている。そこで、「Ⅲ団体の業務遂行能力」の評価の視点に「施設の特성에応じて手話に対応できる体制の整備又は研修・講習の実施の有無」を追加する。

イ 企業倫理、法令遵守、社会貢献の取組重視への対応

(7) 労働環境の確保への対応

指定管理施設で働く職員の労働環境を確保し、モチベーションを高めることは、県民サービスの向上のために重要である。そこで、「Ⅲ団体の業務遂行能力」の評価の視点に「労働環境の確保のための方針の有無」を追加する。

(4) 障がい者の雇用促進への対応

障がい者の職業の安定を図る障害者雇用促進法の目的に沿って、県では、障がい者の就業支援に向けた取組を実施している。そこで、指定管理施設の管理運営に携わる障がい者の雇用を促進するため、指定管理業務を第三者に再委託する際には、障がい者雇用企業への優先発注に努めることとする規定を、施設運営の注意事項に追加する。

ウ 良質なサービスを継続的に提供することへの対応

(ア) 「Ⅲ団体の業務遂行能力」の配点拡大

「Ⅲ団体の業務遂行能力」の評価において、重大な事故又は不祥事の有無や再発防止策の確認、個人情報保護のための具体的な仕組みや教育・研修体制、社会貢献の配慮の視点など、評価要素を順次拡大しており、今後も労働環境の確保のための対応が必要になるなど、団体のコンプライアンス等が重視される傾向にある。

一方、これまでの取組により、管理経費は相当程度節減されていることから、「Ⅱ管理経費の節減等」の配点を 30 点から 25 点に変更し、「Ⅲ団体の業務遂行能力」の配点を 20 点から 25 点に拡大する。

(大項目の配点)

現行	I サービスの向上 (50点)	II 管理経費の節減等 (30点)	III 団体の業務遂行能力 (20点)
改正案	I サービスの向上 (50点)	II 管理経費の節減等 (25点)	III 団体の業務遂行能力 (25点)

(イ) 最低基準点の変更

現在、最低基準点については、「I サービスの向上」、「II 管理経費の節減等」及び「III 団体の業務遂行能力」の合計 100 点の 6 割に相当する 60 点としているが、「II 管理経費の節減等」は、県の積算価格以下（または最低納付金以上）の提案であれば、県の求める経費面の水準は達成していると考えられることから、最低基準点の対象から除外し、「I サービスの向上」及び「III 団体の業務遂行能力」の合計である 75 点の 6 割に相当する 45 点に変更する。

<全体の配点と最低基準点の関係>	
$\left(\begin{array}{l} \text{I サービスの向上 (50点)} \\ \text{III 団体の業務遂行能力 (25点)} \end{array} \right) + \text{II 管理経費の節減等 (25点)} = 100\text{点}$	
最低基準点 (75点 × 6割 = 45点)	

(ロ) 「II 管理経費の節減等」の評価方式の変更

「II 管理経費の節減等」の評価にあたり、現在は、県の積算価格に対する節減割合を基に評価する「節減率評価方式」を採用している。

指定管理施設における管理経費が相当程度節減されている中で、県の積算価格以下（または最低納付金以上）の提案であれば、県の求める経費面の水準は達成していると考えられることから、提案額を相対的に評価する「最低入札価格除算方式」を採用する。
(最低入札価格除算方式)

概 要	具 体 例
<p><u>最低入札価格をそれ以外の入札価格で除して点数化する方式。最低入札価格が満点となる。</u></p> <p>納付金を納める施設の場合は、最高以外の提案額を最高の提案額で除して点数化する。</p>	<p>提案額がA社1.6億円、B社2億円の場合</p> <p>A社=25点(満点)</p> <p>B社=1.6億円 / 2億円 × 25点 = 20点</p>

※ 県の積算価格を上回る（または最低納付金を下回る）提案は、これまでどおり選外とし、ダンピング防止の観点から、県の積算価格から 20%以上節減した提案は、一律満点（25 点）とする取扱いとする。

(エ) 指定管理者制度モニタリング会議の機能強化

外部有識者で構成する「指定管理者制度モニタリング会議」において、実績報告の内容や労働環境の確保にかかる取組を確認するなど、施設ごとのモニタリングを強化する。

(オ) 施設所管課のモニタリングにおける外部有識者会議の活用

施設所管課が実施しているモニタリングにおいて、施設設備の状況や事業内容の実施状況を現場で個別に確認する場合など、必要な場合に外部有識者の意見を聞くことができる旨を指針に明記する。

エ その他の改正点

(ア) P F I で整備する施設に指定管理者制度を導入する場合のスケジュールを追加

(イ) 一括募集における指定管理者との基本協定を一括締結する取扱いに変更

(4) 今後の予定

平成 28 年 2 月 総務政策常任委員会に指針改正案を報告

3 月 指針の改正

※ 指定管理者候補の評価に関する改正内容は、指針の改正後に募集（申請）を開始する施設から適用する。

2 新たな地方独立行政法人の設立に伴う地方独立行政法人 評価委員会の設置について

(1) 設置の理由

地方独立行政法人の設立にあたっては、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第11条により、設立団体に地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、附属機関として地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、評価委員会に関する事項は条例で定めることとされている。

平成22年4月の地方独立行政法人神奈川県立病院機構の設立に際し、法では、地方独立行政法人の中期目標を定めるにあたり、あらかじめ評価委員会の意見を聴くこととされているため、県は、前年度の平成21年4月に神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例（以下「条例」という。）を施行し、同年7月に神奈川県地方独立行政法人評価委員会を設置している。

今般、平成29年4月を目途に準備が進んでいる、神奈川県産業技術センターと公益財団法人神奈川科学技術アカデミーの統合及び地方独立行政法人化に伴い、条例を改正し、新たに評価委員会を設置するものである。

(2) 評価委員会の概要

ア 主な役割

- (ア) 法第25条第3項及び第26条第3項に基づく中期目標及び中期計画に対する意見の提示
- (イ) 法第28条第1項及び第30条第1項に基づく各事業年度及び中期目標期間における業務実績に対する評価（必要があると認めるときは、業務改善等の勧告）

イ 構成

事業の専門性を踏まえた審議を実施する観点から、法人ごとに評価委員会を設置

ウ 所管課

引き続き総務局組織人材部行政管理課が所管

(3) 神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例案の概要

各評価委員会の名称を規定する条項を追加するなど、所要の改正を行う。

現行	平成28年4月1日以降
神奈川県地方独立行政法人評価委員会	地方独立行政法人神奈川県立病院機構評価委員会（仮称）
	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">新規</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所評価委員会（仮称）</div> </div>

(4) 今後の予定

平成28年2月 第1回県議会定例会に、「神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例案」を提出

4月 地方独立行政法人神奈川県立病院機構評価委員会（仮称）と地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所評価委員会（仮称）を設置

新たな地方独立行政法人について

1 本県製造業の現状と課題

本県の製造業は、近年、経済のグローバル化等の影響により、事業所数が減少するなど、厳しい状況に置かれている。

今後、経済の活性化を目指し、製造業を中心に競争力の高い産業を創出・育成していくためには、新しい価値に繋がる「モノ」や「仕組み」を生み出す「イノベーション」の創出が必要である。

2 これまでの経過

平成 25 年 1 月より「神奈川県産業技術センターあり方有識者会議」において検討を行い、同年 9 月に、柔軟かつ機動的な体制を可能とするためには神奈川県産業技術センター（以下「センター」という。）の地方独立行政法人化が必要であり、機能面の充実を図るためには神奈川県科学技術アカデミー（以下「KAST」という。）との統合が必須、との提言を受領した。

これを踏まえ、センターとKASTを統合・地方独立行政法人化することを目指し、平成27年4月に「県内企業のイノベーション創出に貢献する新たな支援機関の将来構想」を策定した。

3 「県内企業のイノベーション創出に貢献する新たな支援機関の将来構想」の概要

(1) イノベーションの創出に向けた取組

県がこれまで実施してきた中小企業等への技術的支援や研究を継続強化するとともに、「基礎研究から事業化までの一貫した支援」及び「技術面を中心とした企業支援ネットワークの中心的機関の構築」が必要である。

(2) イノベーションの創出に向けた支援体制

ア 取組の主体

主として中小企業等を対象とした支援において成果を上げてきたセンターと、産学公連携機関として、先端科学技術の研究等で産業振興にも寄与してきたKASTの機能を統合することが最も効果的である。

イ 想定される組織形態

「組織の自由な運営」と「県政策との連動性の担保」という要請に対応できる組織形態は、県が策定する中期目標の下、柔軟な予算制度や人事制度を運用する地方独立行政法人である。

(3) 新たなイノベーション創出支援機関の運営

地方独立行政法人の利点と統合前の両機関の事業や機能を活かした運営を行う。

ア 総合的な企業支援サービスの提供

両機関の強みを組み合わせ、基礎研究から事業化まで一貫した支援に取り組むとともに、技術支援を行う分野を拡大する。

また、企業支援ネットワークの中心的機関として、両機関のネットワークを組み合わせ、産学公の連携交流や人材育成などに資する事業の拡大を図る。

イ イノベーション創出支援体制の整備

柔軟な人事・予算制度の弾力的な運用により、人材の確保や機器の整備を行うとともに、両機関のノウハウや実績を活用し、幅広い外部資金を獲得することにより中小企業の研究開発を促進し、競争力の向上を図る。

4 新たな地方独立行政法人の定款（素案）

地方公共団体が地方独立行政法人を設立するためには、その議会の議決を経て定款を定める必要があることから、現在、法人の事業内容や運営に必要な諸制度を整理している中で、法人の定款案について、次のとおり検討を進めている。

(1) 目的

産業技術その他の科学技術に関する研究開発、技術支援等の業務を総合的に行うことにより、産業技術その他の科学技術の向上及びその成果の普及を図り、もって県内産業の発展及び県民生活の向上に資することを目的とする。

(2) 名称

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「法人」という。）と称する。

(3) 設立団体

法人の設立団体は、神奈川県とする。

(4) 事務所の所在地

法人の主たる事務所は、神奈川県海老名市に置く。

(5) 法人の種別

法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(6) 役員

法人に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く。

(7) 役員の内命

ア 理事長は、知事が任命する。

イ 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

ウ 監事は、知事が任命する。

(8) 業務の範囲

ア 産業技術その他の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと。

イ 前号に掲げる業務に係る成果の普及及び活用の促進を行うこと。

ウ 産業技術その他の科学技術に関する技術支援及び人材育成を行うこと。

エ 法人の施設及び設備を企業等の利用に供すること。

オ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(9) 資本金

法人の資本金は、県が全額出資する。

5 今後のスケジュール

新たな地方独立行政法人の定款について、今年度中に議案として提出する方向で取り組むなど、平成 29 年 4 月を目途に、地方独立行政法人として設立できるよう、庁内での検討や関係機関との調整等を進めていく。

平成28年 2月 第 1 回県議会定例会に地方独立行政法人定款案を提出

平成28年度 県議会に中期目標案等を提出

総務大臣による地方独立行政法人設立認可

平成29年 4月 地方独立行政法人の設立

3 茅ヶ崎ゴルフ場の利活用について

観光日本㈱が県等から用地を借り受けて経営する茅ヶ崎ゴルフ場について、同社から、平成 26 年度末をもってゴルフ場の閉鎖方針が示された。

そこで、地権者である県、茅ヶ崎市及び茅ヶ崎協同㈱が協調して、一体的な利活用の検討を進めるため、茅ヶ崎ゴルフ場の利活用基本方針（以下「利活用基本方針」という。）を策定、公表し、併せて民間事業者との対話を行った。今後、利活用基本方針に基づき、利活用を進めることとしている。

(1) 利活用基本方針の概要

ア 概要

(ア) 諸元

- ・ 所在地 茅ヶ崎市菱沼海岸 6991-16 他
- ・ 敷地面積 199,183 m²
(内訳 神奈川県 119,596 m²、茅ヶ崎協同(株)他 75,674 m²、茅ヶ崎市 3,913 m²)
- ・ 用途地域 第一種低層住居専用地域：建ぺい率 50%/容積率 100%、高さ制限 10m

(イ) 敷地の概況

- ・ 当該地周辺の住宅は、クラスター（延焼運命共同体）地域。
- ・ 北側に隣接する浜須賀小学校と合せて、約 8 万 8 千人が収容可能な広域避難場所に指定されている。
- ・ 「茅ヶ崎市みどりの基本計画」において湘南海岸保全配慮地区に指定している。
- ・ 津波浸水想定図では、当該地のほとんどが浸水区域と想定されている。
- ・ 飛砂防備保安林に隣接しており、茅ヶ崎市公共下水道幹線が埋設されている。

(ロ) 交通ネットワーク

- ・ さがみ縦貫道路の全線開通、国道 134 号の 4 車線化や平成 32 年に予定されている横浜湘南道路及び高速横浜環状南線の開通により広域交通ネットワークが形成される。
- ・ さがみ縦貫道路の「茅ヶ崎海岸インターチェンジ」からの距離は、約 4.5 km。
- ・ JR 茅ヶ崎駅からの距離は、約 2.5 km。

(ハ) 沿革

昭和32年11月	茅ヶ崎市が神奈川県有地等を借り受けて市営ゴルフ場を開設し、その運営を観光日本㈱に委託
昭和42年4月	茅ヶ崎市がゴルフ場運営から撤退したため、神奈川県及び茅ヶ崎協同㈱は、直接、観光日本㈱に土地を貸付け
平成26年4月	観光日本㈱が、平成 26 年度末でゴルフ場を閉鎖する意向を神奈川県等に通知
平成27年1月	事業者による事業アイデアの募集の公表
4月	暫定的に2年間ゴルフ場の運営を継続 事業者による事業アイデアの提案
8月～9月	「茅ヶ崎ゴルフ場の利活用基本方針素案」を公表し、県民意見の募集手続きを実施

イ 事業アイデアの募集結果

- (ア) 募集期間 平成 27 年 4 月 6 日 (月) から 10 日 (金) まで
- (イ) 提案内容のヒアリング 平成 27 年 4 月 16 日 (木) から 22 日 (水) まで
- (ウ) 提案のあった法人 21 法人 (建設業・不動産業、ゴルフ場営業、商業、広告出版業等)
- (エ) 提案内容
 - ・ 複合施設の設置 12 法人
 - <複合施設の主な施設>
 - 防災公園、宿泊施設、戸建て住宅、共同住宅 (分譲・賃貸)、商業施設、医療機関、研究機関 (大学・企業)、社会福祉施設 (特養・老健)、健康増進施設
 - ・ 商業施設の設置 2 法人
 - ・ ゴルフ場の継続 7 法人
- (オ) 提起された課題
 - ・ 現行の用途地域 (第一種低層住居専用地域) の見直し
 - ・ 国道 134 号沿いの飛砂防備保安林の取扱い
 - ・ 貸付料の支払

ウ 土地の利活用検討の視点

- (ア) 安全・安心
 - ・ 東日本大震災の経験を踏まえた防災意識の高揚
 - ・ 周辺市街地の延焼火災対策
 - ・ 大規模地震による津波への対策
- (イ) 環境・自然
 - ・ みどりの保全による CO₂ 吸収とヒートアイランド現象の抑制
 - ・ 再生可能エネルギーなどの導入や省エネルギーへの取組など環境負荷軽減への配慮
 - ・ みどりや海浜など自然とのふれあいの場の確保
- (ウ) 地域活性化
 - ・ 茅ヶ崎市とホノルル市・郡の姉妹都市協定締結
 - ・ 東京 2020 オリンピック競技大会の開催 (江の島でセーリング競技開催)
 - ・ かながわシープロジェクトの推進
 - ・ さがみ縦貫道路の全線開通、国道 134 号 (藤沢市～大磯町間) 4 車線化の完了による交流人口の増加
 - ・ さがみロボット産業特区の指定
- (エ) 健康
 - ・ 超高齢社会の到来に伴う健康寿命の延伸
 - ・ 誰もが元気でいきいきとくらす社会の実現
 - ・ ロボット技術、最先端医療による生活機能の改善・回復

エ 跡地利活用の方向性

- (ア) テーマ
 - 新たなまちづくりによる湘南地域の活性化の実現
- (イ) まちづくりのコンセプト
 - ・ 災害に強い安全安心なまちづくり
 - ・ 雄大な海と豊かな自然を活かした海辺のまちづくり
 - ・ 湘南の観光資源を活かした魅力あるまちづくり
 - ・ 誰もがいつまでも元気でくらすまちづくり

オ まちづくりに求めたい機能

(ア) 防災

- ・ 延焼火災からの避難場所としての公園等の確保【必須機能】
- ・ 災害時の津波からの一時避難場所を確保できる施設等の整備【必須機能】

(イ) ゆとり・自然

- ・ 湘南の松林や海浜と調和し、ゆとりを生み出すみどりの空間の保全・活用【必須機能】
- ・ 省エネ、創エネなどの環境やバリアフリーへ配慮した施設の整備

(ウ) にぎわい・交流

- ・ 湘南地域の観光資源の活用と来訪者のための宿泊施設の整備等
- ・ さがみロボット産業特区指定を踏まえた研究機関等の企業誘致
- ・ 多世代が地域で交流できる場の提供

(エ) 健康増進

- ・ 人々の健康志向に対応した健康増進施設の導入
- ・ ロボット技術や最先端医療の研究・活動拠点の整備

(オ) その他

- ・ 茅ヶ崎市公共下水道幹線の継続使用【必須機能】
- ・ 国道 134 号へ接道する道路の整備【必須機能】

(2) 事業の実施方法

ア 利活用方法

事前に公募にあたっての留意事項を定め、民間事業者から公募プロポーザル方式により事業提案を受けて、定期借地による貸付又は売却を行う。

イ 事業方式

複数地権者が所有する土地の再配置が可能な事業方式とする。

ウ 用途地域の変更

民間事業者からの事業提案を受けて、県、市及び茅ヶ崎協同体と事業者で用途地域の変更を検討する。

(3) 民間事業者との対話

ア 実施期間 平成 27 年 11 月 26 日 (木) から 11 月 30 日 (月) まで

イ 実施事業者 13 法人

- ウ 主な意見
- ・ 湘南の海に面した 20ha の土地を利活用できることは、魅力的である。
 - ・ 地元と十分に調整しながら開発を進めていく必要がある。
 - ・ 用途地域の規制緩和が不明な中で事業を提案することは難しい。
 - ・ 広域避難場所や公園を大規模に確保するのは難しい。
 - ・ 事業の内容に応じて、土地の借受け又は購入を検討したい。

(4) 事業提案における留意事項

次の留意事項を踏まえ、利活用基本方針に沿った事業提案を求める。

- ア 広域避難場所として必要な機能を維持すること。
- イ 延焼火災からの避難場所として公園等を配置すること。
- ウ 災害時の津波から一時避難できる施設等を整備すること。
- エ 緑地等のみどりの空間を保全、活用すること。

- オ 国道 134 号へ接道する道路を確保すること。
- カ 茅ヶ崎市公共下水道幹線の機能を確保すること。
- キ 東京 2020 オリンピック競技大会やラグビーワールドカップ 2019 関連事業を検討すること。
- ク 大規模住宅や大規模商業施設の整備を抑制すること。

(5) 事業者の選定方法

事業提案や事業遂行能力等を総合的に評価する公募プロポーザル方式により事業者を募集し、事業者選定評価委員会の審議を経て、最も評価の高い事業者を優先交渉権者として選定する。

(6) 検討経過及び今後の予定

平成 27 年11月	利活用基本方針の策定・公表、事業者対話の実施
12月	茅ヶ崎市等と協議
平成 28 年 1 月以降	公募プロポーザル方式による事業者の募集開始
平成 28 年度以降	事業提案及び事業遂行能力等の審査、事業者の決定
平成 29 年度以降	定期借地契約の締結又は所有権移転、事業着手
平成 32 年度まで	一部まちびらき

【位置図】

